

11月女性に対する暴力をなくす運動

【令和7年11月12日から11月25日】



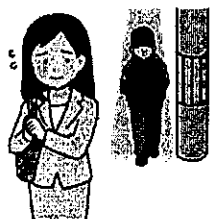
『ストーカー被害』や『DV被害』

我慢しないで、すぐに相談を！！



「ストーカー」や「DV」は、放置するとエスカレートして、殺人など生命に関わる凶悪事件に発展するおそれがあります。

早めの相談が、早い解決につながります！！



「ストーカー」って…？



ストーカー行為とは、

追隨して歩く、自宅等への押し掛けや見張り、行動監視の告知、面会要求、交際・復縁要求、連続電話、乱暴な言動、GPS機器の取付けなど

の規制対象行為を繰り返す行為をいい、処罰の対象となります。



犯罪被害者週間

11月25日(火)～12月1日(月)

犯罪被害者やその御家族が受けた被害の軽減や回復には、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。県民の皆様一人一人が犯罪の被害にあわれた方の置かれた状況を理解し、その立場に立って考え、再び平穏な生活を営むことができるよう支援の手を差し伸べることが求められています。

犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギユっとちゃん」



今秋、警察学校を卒業して駒ヶ根駅前交番に配属になりました。



富永 悟大 巡查

私の趣味は、温泉巡りとキャンプです。

これから、生まれ育った長野県で皆さんの生活に寄り添って信頼される警察官になります。

安全・安心な駒ヶ根市をめざして頑張ります！



事件事故の通報は、駒ヶ根警察署 0265-83-0110、駅前交番 0265-83-7766
又は、110 番に通報してください。



広報

にししま



令和7年11月号
駒ヶ根警察署
0265-83-0110
駒ヶ根駅前交番
0265-83-7766
(担当:内堀)